

令和2年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年12月7日（月曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年12月7日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第68号 尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第69号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第70号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第71号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第 7 議案第72号 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 8 議案第73号 令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 9 議案第74号 令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第10 議案第75号 令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
（提案説明、審議留保）
- 日程第11 議案第76号 尾鷲市教育委員会委員の任命について
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1番	三 鬼 孝 之 議員	2番	内 山 將 文 議員
3番	奥 田 尚 佳 議員	4番	楠 裕 次 議員
5番	上 岡 雄 児 議員	6番	三 鬼 和 昭 議員

7 番	村 田 幸 隆	議 員	8 番	仲	明	議 員
9 番	小 川 公 明	議 員	10 番	南	靖 久	議 員
11 番	高 村 泰 徳	議 員	12 番	野 田 拓 雄		議 員
13 番	濱 中 佳 芳 子	議 員				

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加 藤 千 速 君
副 市	長	下 村 新 吾 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長		平 山 始 君
政 策 調 整 課 長		三 鬼 望 君
総 務 課 長		竹 平 専 作 君
財 政 課 長		岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長 代 理 課 長 補 佐 兼 総 合 防 災 係 長		大 和 秀 成 君
税 務 課 長		仲 浩 紀 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長		宇 利 崇 君
福 祉 保 健 課 長		内 山 洋 輔 君
環 境 課 長		吉 沢 道 夫 君
商 工 観 光 課 長		森 本 眞 明 君
水 産 農 林 課 長		芝 山 有 朋 君
建 設 課 長		内 山 眞 杉 君
水 道 部 長		佐 野 憲 司 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長		尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長		徳 井 良 成 君
教 育 長		出 口 隆 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長		山 口 修 史 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長		三 鬼 基 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監		植 前 健 君
監 査 委 員 事 務 局 長		野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
北 村 英 之
相 賀 智 惠

〔開会 午前 9時57分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより、令和2年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和2年第4回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」をはじめとする議案9件を提出させていただきます。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、奥田尚佳議員、4番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月22日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月22日までの16日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第10、議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの計8議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました8議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和2年第4回定例会の開会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、ふるさと納税についてであります。

さきの臨時会において、補正予算をお認めいただきましたが、ふるさと納税額につきましては、現在、2億円を突破しており、先月11月末現在で、対前年同月比、額にして約1億3,900万円の増、率にして約313%となっており、既に初期の事業目標を現時点で達成しておりますが、今後も大幅な増額が期待されるところであります。

これも、ひとえに市民の皆様、議員の皆様、そして、関係事業者の皆様の御協力のたまものと、心より御礼申し上げる次第でございます。

次に、第7次総合計画の策定についてであります。

先月13日に、第2回尾鷲市総合計画審議会を開催させていただき、現況調査報告書、総合計画策定に関するアンケート調査報告書、尾鷲高校の生徒の皆さんを対象としたヒアリング実施結果などについて報告いたしました。

また、今回の審議会では、第1回審議会において委員の皆様から頂戴した御意見も踏まえ、ワークショップ形式を取り入れ、総合計画を策定していく上で根幹となる将来のまちづくりの考え方について、グループ討議とそれに基づく御提案をいただいたところであります。

今後、皆様から頂戴した御意見も踏まえ、まずは基本構想の策定に向け、庁内での議論を活発的に行っていきたいと考えております。

なお、審議会の開催状況、各種資料につきましては、全て本市HPで公開させていただいておりますので、市民の皆様をはじめ、議員の皆様、関係者の皆様の忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

次に、地域再生計画の認定についてであります。

さきの第3回定例会において、企業版ふるさと納税を活用するために、国に対し地域再生計画の認定に向けた申請を手続中である旨、述べさせていただきましたが、先月6日付で認定されましたので、御報告させていただきます。

これにより、本市においても企業版ふるさと納税の受入れが可能となりましたが、複数年にわたる事業に対しても、より有効な活用を図るため、本定例会において、新たに基金を設置するための条例案を上程させていただいたところであります。

次に、魅力発信についてであります。

現在、コロナ禍において落ち込んだ観光客を取り戻すきっかけづくりのための尾鷲市の公式SNSでハッシュタグフォトコンテスト、#travelowaseの実施や消費喚起のために尾鷲市水産物消費喚起PR動画を作成し、本市公式ユーチューブで配信を行っているところであります。

コロナ禍であるからこそ、改めて地域の魅力を掘り起こし、アフターコロナを見据えた取組、発信を行ってまいります。

次に、どうまい尾鷲お食事券及び尾鷲市プレミアム付商品券についてであります。

本市において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、経営面でダメージを受けている事業者の皆様への活性化対策として発行いたしました尾鷲市50%プレミアム付どうまい尾鷲お食事券及び尾鷲市プレミアム付商品券につきましては、皆様の御協力により両券ともほぼ完売いたしました。

本事業は、食事券と商品券を合わせて額面総額6億9,000万円となりましたが、市民の皆様、事業者の皆様をはじめ、関係者の皆様が活気のある尾鷲を取り戻すことに一体となり、完売へお力添えをいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

なお、食事券につきましては、利用期限が今月末日、商品券につきましては、来年2月末日をもって利用期限となりますので、御購入された皆様には御確認をお願い申し上げます。

また、御利用に当たりましては、未だ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されているところであり、新型コロナウイルス感染症対策分科会より提言された感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫などを参考にいただきながら、感染予防対策と社会経済活動の維持の両立に御理解いただきますよう、重ねてお

願ひ申し上げます。

次に、尾鷲中学校の給食についてであります。

本市に7校ある学校の中で、唯一、尾鷲中学校の給食だけが未実施であることは大きな課題であると考え、これまで、その実現に向けた検討を重ねてまいりました。

このことから、本年8月に開催された行政常任委員会において、中間報告という形で、尾鷲小学校の給食施設を改修し、尾鷲中学校分の給食を調理し配送する親子方式が、現時点では総合的に優れているとの御報告をさせていただきました。

その後、さらなる検討を重ねた結果、中間報告と同様、親子方式での実施が優れているとの判断に至りました。この方式による給食実施が実現できれば、本市の全ての学校で給食導入が実現し、なおかつ尾鷲小学校の給食も米飯の提供が可能となり、全ての学校で完全給食が実現されます。

そのためにも、保護者の皆様をはじめ、議員の皆様、関係者の皆様の御理解と御協力をいただき、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、本定例会中の行政常任委員会において御報告させていただきます。

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、東紀州5市町で構成する一部事務組合設立準備会において、本年度中の一部事務組合設立を目指し、建設予定地の検討、協議を行っているところであります。

先月4日の準備会において、本市市営野球場を建設予定地として位置づけし、来年4月、一部事務組合の業務開始を目指していくことが5市町の首長で確認されました。今後、関係5市町で緊密に協議を重ね、規約案や組合の概要を御報告できるよう取り組んでまいります。

次に、指定ごみ袋の無料配布についてであります。

コロナ関係の支援策として、今月1日から指定ごみ袋の無料配布を実施しておりますが、今月4日現在、3,508世帯分の配布となっております。

市民の皆様におかれましては、ぜひ、この機会に御利用していただきますよう、願ひ申し上げます。

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の都市づくりの理念、基本方針である将来都市像を明らかにし、市街地や集落などのまちづくりの考え方を示すとともに、本市における都市計画、まちづ

くりの総合的な指針となる尾鷲市都市計画マスタープランの見直しを進めており、現在、無作為に抽出した1,000人にアンケートを送付し、集計を終え、市民の皆様参加の第1回地域別構想検討会を終了した次第であります。御参加いただいた市民の皆様はこの場をお借りし感謝申し上げます。

今後、庁内検討委員会、策定委員会、都市計画審議会、第2回地域別構想検討会を計画しており、本年度末までには素案をまとめ、議会にお示しできるよう取り組んでまいります。

次に、県において整備が進められている都市計画道路尾鷲港新田線整備事業についてであります。

起業地である路線内の用地及び建物の補償関係等につきましては、ほぼ地権者の皆様の御協力を得て、契約が終了している状況であります。

現在、本市といたしましては、折橋墓地移転に伴う新墓地造成事業の調査、測量、設計業務を進めているところであり、より県との連携の強化を図りながら、尾鷲港新田線が可能な限り早期に供用開始ができるよう努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国では、先月中旬頃より急速な感染拡大が見られ、国内における新規感染者数は、連日、過去最多を更新する状況であります。

現在、認可申請されております新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種開始時期を具体的に見定めることが困難な状況にあります。

しかしながら、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際に、早期に接種を開始できるよう準備を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、予防接種台帳システムの改修をはじめ、予診券や接種券の作成とともに、紀北医師会等との連携による接種体制を構築することにより、実際の接種に備えた体制整備を着実に行ってまいります。

また、尾鷲総合病院では、以前から、来院される皆様に対し、発熱症状のある場合は、直接来院せず事前に電話連絡をお願いしているところではございますが、これからの季節、インフルエンザウイルスの流行期が重なるため、なお一層の感染対策が必要となります。このことから、他の患者と発熱患者との接触を避けるため、今月中に簡易診察室を設置し、発熱患者の隔離を行い、安心して受診でき

る体制を整えてまいります。

次に、尾鷲総合病院における医療機器の更新についてであります。

電子カルテ更新事業につきましては、先月契約を締結し、来年7月の稼働に向け取り組んでいるところであります。

また、リニアック更新事業につきましては、先般、プロポーザルにより契約候補者を決定し、契約に向けて交渉中でありますので、契約前に、行政常任委員会の内容を報告させていただきます。

それでは、今回提案しております議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの、8議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、地域再生法第5条の規定により、地域再生計画に記載されたおわせSEAモデル構想の推進事業に対し、企業版ふるさと納税による法人からの寄附等を有効に活用することにより施設整備等を推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するものであります。

次に、3ページを御覧ください。

議案第69号「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行されることに伴い、特例基準割合が延滞金特例基準割合に名称が改められ、延滞金等の計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合に規定されたことにより、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例と、尾鷲市営住宅条例の一部を改正するものであります。

次に、5ページを御覧ください。

議案第70号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、税負担の公平性を確保するための課税限度額の見直し及び令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除等から基礎控除に振替が行われることにより、税の負担水準に関して不利益が生じないように、軽減判定所得の基準を見直すものであります。

次に、7ページの議案第71号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）」

の議決について」から11ページの議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第7号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億1,179万4,000円を追加、国民健康保険事業会計で84万6,000円を減額、後期高齢者医療事業会計で283万2,000円を追加、また、病院事業会計では、歳入で9,395万7,000円、歳出で1億4,275万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で17万1,000円の追加、歳出で193万9,000円を減額し、これにより各会計を含めた予算総額を216億1,547万8,000円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

14款国庫支出金4,559万8,000円の増額は、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金974万3,000円の増額、医療扶助の増加による医療扶助費等国庫負担金1,882万7,000円の増額、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を円滑に実施するため、必要な体制の確保に要する経費に対し交付される新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金550万6,000円の追加が主なものであります。

15款県支出金735万2,000円の増額は、利用者の増加に伴う三重県障害者自立支援給付費等負担金609万4,000円の増額が主なものであります。

16款財産収入は、尾鷲中央駐車場敷地の売却見込額として1,452万を追加するものであります。

17款寄附金2,262万円の増額は、災害等対策寄附金として12名の方々から32万円、林業振興事業寄附金として一般財団法人尾鷲みどりの協会から2,230万円を御寄附いただいたものであります。

20款諸収入2,670万4,000円の増額は、保険者機能の強化推進に係る紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入406万5,000円の増額、三重地方税管理回収機構への派遣職員1名分の追加等による派遣職員人件費423万5,000円の増額、尾鷲市病院前バス停の移設に係る病院事業会計からの負

担金 170万3,000円の追加、事業費確定に伴う紀北広域連合負担金前年度精算金 1,527万1,000円の追加が主なものであります。

21款市債500万円の減額は、過疎対策事業債ソフト分の充当事業変更による緊急通報システム管理事業債200万円の皆減及び救急医療体制強化事業債200万円の増額、本市で借入予定でありました資機材搬送車整備に係る市債について、三重紀北消防組合にて借入れすることとなったため消防車両等整備事業債500万円を減額するものであります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、各款共通の人件費では、特別職で、副市長の期末手当支給期間率が3割となることによる期末手当100万4,000円の減額等により131万6,000円の減額、一般職では、報酬で、雇用期間の短縮等による会計年度任用職員報酬270万8,000円の減額、給料で、昇給、昇格等による152万5,000円の増額、人事異動等による1,528万8,000円の減額により、差引き1,376万3,000円の減額となりました。

職員手当で、給与条例改正による期末勤勉手当の減額等により851万8,000円の減額、共済費で、人事異動等により488万1,000円の減額であります。

総務費では、財産管理費で、財政調整基金積立金6,711万4,000円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、災害等対策基金積立金32万円の増額、企画費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運賃収入が減少したことによる自主運行バス運行委託料283万円の増額、尾鷲市病院前バス停の移設に係る事業費として、登記手数料41万1,000円及び土地購入のための公有財産購入費299万5,000円の追加、戸籍住民基本台帳費で、戸籍の広域交付化などに向けた法務省へのデータ送信機能や、戸籍及び副本データとマイナンバーをひもづけするための戸籍総合システム改修業務委託料211万2,000円を追加するものであります。

民生費では、社会福祉総務費で、人件費の減額等による紀北広域連合負担金119万5,000円の減額、自立支援給付事業は2,437万7,000円の増額

で、利用者数の増加により、生活介護事業費、就労継続支援B型事業費、共同生活援助事業費、自立支援医療費（更生医療費）をそれぞれ増額するものであります。

5 ページを御覧ください。

後期高齢者医療費で、令和元年度療養給付費市負担金の精算等による後期高齢者医療事業特別会計への繰出金266万7,000円の増額、児童措置費で、受給対象者数が当初の見込みを超えたことによる児童手当494万円の増額、扶助費で、医療費等の増加に伴う医療扶助費2,510万4,000円の増額であります。

衛生費では、予防費で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制を確保するための準備経費として、健康管理システムの改修やワクチン接種券の作成などを行うための新型コロナウイルスワクチン対応業務委託料319万4,000円の追加、し尿処理費で、自損事故によるバキューム車修繕料231万4,000円の追加であります。

消防費では、常備消防費で、組合債等の歳入増加及び人件費の減額などによる三重紀北消防組合負担金1,890万5,000円の減額であります。

災害復旧費では、本年10月に発生した台風14号による被害を受けた林道矢ノ川支線に係る災害復旧工事請負費60万円の追加であります。

6 ページを御覧ください。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

7款土木費、5項都市計画費の尾鷲市都市計画マスタープラン見直し事業につきましては、年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6 ページ及び7 ページを御覧ください。

59件の追加につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりでございます。

8 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ84万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億7,095万2,000円とするものであります。

歳入では、繰入金84万6,000円の減額で、保険基盤安定繰入金259万

1,000円の増額、職員給与費338万7,000円の減額等により一般会計からの繰入金を減額するものであります。

歳出では、総務費で、人事異動等に伴う人件費338万7,000円の減額、基金積立金で、国保財政調整基金積立金256万4,000円の増額が主なものであります。

9ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ283万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,178万6,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費負担金の精算等に伴う一般会計からの繰入金266万7,000円の増額、歳出では、総務費で、人事異動等に伴う職員人件費310万9,000円の減額、諸支出金で療養給付費負担金前年度精算金594万1,000円の追加が主なものであります。

10ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、業務予定量である入院患者数が年間延べ6,655人の減少、また、外来患者数が年間延べ2,660人の減少により、入院収益2億5,968万円、外来収益2,811万1,000円、その他医業収益616万5,000円がそれぞれ減額となり、医業収益で2億9,395万6,000円を減額するものであります。

医業外収益は、新型コロナ対策事業補助金1億9,879万9,000円を増額するものであります。

支出では、医業費用1億3,823万4,000円の減額で、支払実績等に基づく給与費6,499万2,000円の減額、材料費5,210万1,000円、電気使用料、A重油購入費、給食業務委託料等の実績に伴う経費1,923万3,000円の減額、研究研修旅費等の実績に伴う研究研修費190万8,000円の減額であります。

医業外費用578万1,000円の減額は、雑支出559万1,000円の減額、消費税及び地方消費税19万円の減額であります。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額により、企業債120万円の増額であります。

支出では、医療器械購入費の増額により、建設改良費126万5,000円の増額であります。

11 ページを御覧ください。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

19 件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

12 ページを御覧ください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が令和元年度決算値の反映により長期前受金戻入を17万1,000円増額するものであります。

支出では、営業費用が人事異動等による人件費及び減価償却費などの減により、193万9,000円を減額するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

2 件の設定であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの、8議案の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第11、議案第76号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をさせます。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の12ページを御覧ください。

議案第76号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員の大門利江子氏の任期が、本年12月7日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

御質疑はございませんか。

3番（奥田尚佳議員） すみません、1点だけ質問させていただきます。

今、市長の提案理由をお聞きしていましたら、本年12月7日が任期満了だということは、今日じゃないですか、違いますか。今日任期満了で、再任ということなんですけど、いつもだったら、任期満了前に、例えば、1か月前とかに議案審議していたと思うんですけども、私の印象として。先週も臨時会、先週でしたっけ、11月末の臨時会ありましたけれども、なぜ今日になったのか、ちょっとそこら辺の経緯とか、もし分かれば教えてください。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 今回、任期が12月7日ということで、第4回定例会の日程について、ぎりぎりであるなというふうになっておりましたが、月曜日、本日7日に開会ということで、本日を議案上程の予定としておりました。

ただ、先月、人事院の関係で、条例改正があるということで、急遽臨時議会を開いていただいたということで、当初の予定では、この定例会への上程としていたものであります。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） つべこべ言うつもりはないのですが、今日の開会でも、通常、ここ数年、火曜日が開会だったと思うんです。今日、月曜日なんですけど、何で月曜日なのかなという気がするんですけど、今、副市長のお話を聞いていたら、今日が開会日だったので、今日にしましたということなんですけど、通常火曜日じゃないですか。これ、月曜日の開会というのは何年ぶりでしょうね。これ、僕、ちょっと記憶ないんですけど。ずーっと開会日というのは火曜日でしたよ。今の流れで行くと、8日、あしたが開会日ですよ、じゃないですか。何でこれ当初から予定だったんですか。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 議会開会日程につきましては、議長、議会運営委員長とも協議の上、決定させていただいております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっとくどくど言うつもりないですけど、通常火曜日じゃないですか。今日、僕、なぜ月曜日なのかなというふうな気がして、これがあつたからかなという方も、ちょっと僕、朝聞いていたら、この件が、ちょっと忘れていたというかあって、今日に1日早めたんじゃないかという話もちょっとちらっと聞きましたけど、やはり、これ、人事案件ですから、きちとした手順を踏んでやらないと、だから、本来、あしたが開会日ですよ、これ。だったら、もう任期満了を過ぎてしまうじゃないですか。

今、言われたように副市長が、今日が開会日だったんですという、ちょっと考えられないような答弁されましたけど、たとえ今日だったとしても、じゃ、今日否決、否決はされないと思いますけど、否決されたら欠員が出てしまうお話しでしょう。だから、そういうこともあって、前もって1か月前とかに、これまで3か月前とその前の議会とか、そういう形で、こういうふうな人事案件というのはやってきたんじゃないかなという気がしていますけれども。その辺、市長、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） この開会の7日というのは、議会運営委員会等できちっと決めておりますので、そのことについて、御質疑をなさるのはいかがなものかなと思いますけれども。

3番（奥田尚佳議員） そういうことは聞いていないです。

議長（村田幸隆議員） そのほかのことについては、今のただいま申し上げた、奥田議員が言われたことについては、市長、お答えできますか。副市長ですか。

副市長。

3番（奥田尚佳議員） いや、市長に聞いているんです。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

3番（奥田尚佳議員） 議長、僕、市長に聞いているんです。

副市長（下村新吾君） 本来なら、奥田議員さんが言われたように、事前というところで、ただ、11月に人事案件1件で臨時会を開催するのは、どういうふうにするものかということがありまして、今回、たまたま、人事院の関係で条例改正があるということで、臨時会を開いていただいたんですが、月曜日、本日12月7

日に定例会を開催ということであれば、この人事案件が上程できるというふうに考えて、今回の定例会に上程させていただいたものであります。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、市長に私は聞いているんですよ。市長、お答えください。

副市長はいつも、率先して、張り切ってね、張り切ってやられるのは結構なんですけど、私は市長に聞いているんですよ。市長、答えてもらえませんか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど副市長から説明のあったとおりでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） だったら、たまたまなんですか。その、たまたま今日だったということで。でも、これ、本当おかしいですよ。だから、その辺のところは、忘れていたなら忘れていたで、11月末に臨時会あったんですから、やっぱり臨機応変に対応すべきだったんじゃないかなと私は思いますし、今日だって、本当に、月曜日開会って、本当にこれ何年ぶりですか。議会運営委員会が決めたから、決めたからと言っていますけど、ずーっと火曜日やったやないですか。それを、急遽月曜日になったのか、先週そうやって決まったのか知りませんが、たまたま、たまたまとか、やっぱりその辺のところを、今日、これ否決されたら欠員ですよ、明日以降。だから、その辺のところも踏まえて、否決はされないと思いますけど、大門さん、尾鷲幼稚園の件でも一生懸命、1人頑張って発言されていましたし、立派な方です。否決はされないと思いますけど、やはりちょっと、その進め方、行政、今ちょっと、加藤市政の運営の仕方というのが、あまりにも、僕、極端なやり方をやられるので、そのところ、ちょっと、重々たまたまとかそういうことを言われるんじゃないかと、十分その手順を踏んでやっていただきたいということを申し上げておきますけど、言うておきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第76号につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第11、議案第76号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第76号については、原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日12月8日から12月13日までを休会とし、14日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午前10時42分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 奥 田 尚 佳

署 名 議 員 楠 裕 次